

## 第2次那珂市総合計画策定方針について

### 1 策定の趣旨

本市では、「一人ひとりが輝くまち・未来に夢がもてるまち」をスローガンに掲げ、第1次那珂市総合計画後期基本計画（以下「総合計画後期基本計画」という。）の目標である「市民とともに創る豊かな生活文化都市」を目指し、その実現に向けたまちづくりを進めてきました。

現在、我が国の社会経済情勢は、経済構造の変化による地方経済の停滞、人口減少や少子高齢化の一層の進展、情報通信技術の高度化と急速な普及、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する安全・安心意識の高揚等、大きな転換期を迎えております。

本市においても、人口減少による経済活動の縮小やコミュニティ機能の低下等、市民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、昨年10月には「那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を策定し、安定した雇用の創出、移住・定住の推進、結婚・出産・子育ての支援、情報通信技術を活用した地域の活性化等、人口減少社会においても持続可能な発展を遂げるための施策の構築が必要となっている状況にあります。

また、これらに対応するためにも、市民と行政が同じ目標を共有し、今まで以上に力を合わせて協働のまちづくりを進めていくことが、より重要となってきています。

さらに、国による地方分権改革や地方創生の推進により、地方自治体には一層の自立性の向上や経営能力の強化が求められており、本市においてもより効率的で柔軟な発想による行財政運営とともに、地域の特性や資源を活かした活力あるまちづくりが必要となってきています。

このような中、総合計画後期基本計画が平成29年度で期間満了となることから、平成30年度からの新たな10年間を見据え、これらの社会情勢の変化に的確に対応するとともに、引き続き豊かな自然環境や本市の持つ「住みよさ」という強みを活かしつつ、将来にわたって持続可能な地域を目指す計画として、本市のまちづくりの目標やその実現に向けた施策の基本的な方向性を示し、総合的かつ計画的な行政運営を進めていく上での指針となる「第2次那珂市総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定するものです。



査やパブリックコメント等、様々な機会を捉えた市民意見の把握と計画策定における市民参画に取り組み、市民と行政の協働による計画づくりを推進します。

#### (2) 市議会との関係

地方自治法の一部改正により、基本構想の策定義務に関する規定は削除され、現在議決案件としての定めはありませんが、市議会に対しては、進捗状況に応じて報告を行うとともに、十分に意見を聴きながら計画策定を進めていきます。

#### (3) 行政評価システムを活用した現計画の成果評価

総合計画後期基本計画における施策の成果について、毎年度実施している行政評価をベースに評価分析を行い、市の特性としての強みと弱みを把握するとともに、新たな時代に対応すべき課題を明らかにし、計画策定を行います。

#### (4) 各施策分野の計画との整合性

総合計画は、昨年策定した総合戦略をはじめ、各施策分野において策定した個別計画との整合性を図る計画とします。

また、個別計画についても、総合計画の検討と合わせて必要に応じて内容の見直しを行います。

## 4 市民参画

#### (1) 総合開発審議会

条例に基づき、有識者等による「那珂市総合開発審議会」（以下「審議会」という。）を設置し、基本構想及び基本計画案について、市長の諮問に応じた審議、答申を行います。

#### (2) 総合計画策定委員会

総合計画策定委員会（推薦及び公募）に参画し、作成された計画案の検討を行い、市民の代表としての意見を総合計画に反映させます。

#### (3) 市民アンケート調査

本市の課題を踏まえたまちづくりの方向性等について市民意識を把握するため、無作為抽出した市民を対象にアンケート調査を実施します。

#### (4) 市民ワークショップ

市政に参画する機会の少ない市民の意見を聴くため、無作為抽出した市民を対象に参加を呼びかけ、市民ワークショップを開催します。

#### (5) 市民まちづくりカフェ

職域や階層等による市民の意見を把握するため、今後のまちづくりに重要と思われるテーマごとに、まちづくりカフェを開催します。

#### (6) 地区別座談会

地域住民の意見を把握するため、地区別に座談会を開催します。

(7) 小中学生まちづくり絵画展

未来を担う小中学生の絵画を募集し、市への郷土愛やまちづくりへの関心を育みます。

(8) パブリックコメント

総合計画案をホームページ等で公開し、市民の意見を募るとともに、寄せられた意見に対して市の考えを公表します。

(9) 情報の共有

市広報やホームページ等を活用し、積極的な情報提供を行います。

## 5 策定体制

(1) 庁議

審議会へ諮問するため、策定委員会で作成した計画案を審議します。また、審議会の答申に基づく調整を行い、庁内決定を行います。

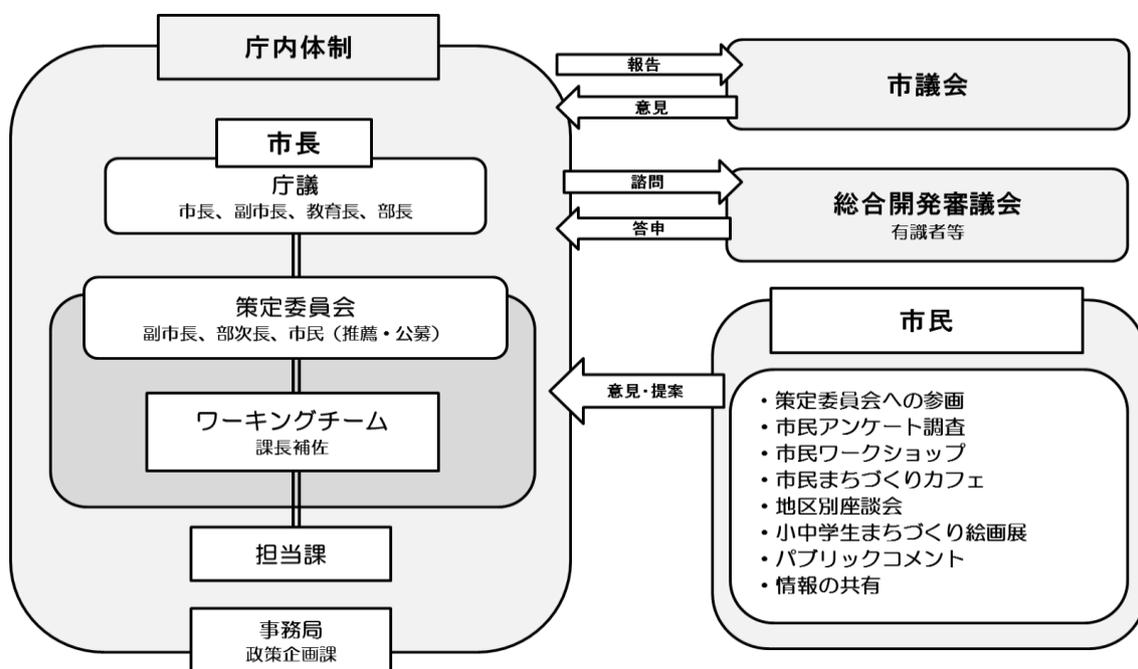
(2) 総合計画策定委員会

副市長を委員長に、各部次長と市民による構成員で組織し、ワーキングチームにおいて作成された計画案の検討を行います。

(3) 総合計画策定委員会ワーキングチーム

課長補佐で組織し、計画立案に関する課題等の整理・検討を行い、基本構想及び基本計画の原案を作成します。

【図2 - 策定体制イメージ】



## 6 策定スケジュール

別紙スケジュールのとおり